

～在外選挙人名簿に登録された皆様に～

在 外 投 票 の 手 引 き

このたび、在外選挙人名簿に登録されました。
この手引きをよくお読みになってから投票しましょう。

投票できるのは、

衆議院議員及び参議院議員の選挙と
最高裁判所裁判官国民審査です。

次のいずれかの方法により、投票することができます。

- 在外公館投票
- 郵便等投票
- 日本国内における投票

※ 在外公館投票を行っていない在外公館等もありますので、お近くの在外公館等までお問い合わせください。

（参考）

詳しい投票方法は、次ページ以降の説明をお読みください。

総 務 省

<https://www.soumu.go.jp>

在外公館投票

在外公館等（大使館、総領事館、領事事務所など）に出向いて投票する方法です。

○投票期間

日本国内で選挙期日が公示・告示された日（最高裁判所裁判官国民審査の期日が告示された日）の翌日から締切日（締切日は、在外公館等ごとに異なります）まで

○投票時間

原則として午前9時30分から午後5時まで（在外公館等ごとに異なります）

○持参するもの

「在外選挙人証」及び「旅券」

※ 旅券を持参することができないときは、旅券に代わる身分を証明する書類が必要です。

郵便等投票

日本国内の市区町村の選挙管理委員会に直接投票を郵送する方法です。

手続

① 投票用紙の請求

あなたが登録されている市区町村の選挙管理委員会に、投票用紙を請求します。

（別添の「投票用紙等請求書」に必要事項を記載し、必ず「在外選挙人証」を同封して、在外選挙人証に記載されたあなたが登録されている市区町村の選挙管理委員会に郵送してください。）

※ 在外公館等では、郵便等投票は取り扱っておりませんので、在外公館等に投票用紙を請求することはできません。

※ 投票用紙等請求書への署名を自ら行っていないなど記載事項に不備がある場合や在外選挙人証が同封されていない場合等は、投票用紙の交付ができませんので、ご注意ください。

※ 投票用紙の請求の締切は選挙（審査）の期日の4日前までであり、この日までに市区町村の選挙管理委員会に請求書が到達していなければなりません。

※ 投票用紙を請求してから最終的にあなたの投票が投票所に到達するまで〔あなた（請求）→選挙管理委員会（交付）→あなた（投票）→選挙管理委員会（送致）→投票所〕に必要な日数を考慮して、お早めに投票用紙をご請求ください（請求が遅くなると、投票の締切までにあなたの投票が投票所に到達しないおそれがあります。）。

※ 投票用紙は、任期満了日の60日前（衆議院の解散があった場合は、解散の日）から交付を始めますが、交付開始の前でも請求しておくことができますので、郵送日数を考慮して早めの請求をお勧めします。

② 投票用紙への記載

投票用紙が届いたら、選挙期日が公示・告示された日（最高裁判所裁判官国民審査の期日が告示された日）の翌日以降に、投票用紙への記載をしてください。

※ 衆議院議員選挙

- ・ 小選挙区…登録されている選挙区において、投票したい候補者の氏名を記載してください。
- ・ 比例代表…登録されている選挙区において、投票したい政党等の名称又は略称を記載してください。

※ 参議院議員選挙

- ・ 選挙区…登録されている選挙区において、投票したい候補者の氏名を記載してください。
- ・ 比例代表…投票したい名簿登載者の氏名又は政党等の名称又は略称を記載してください。

※ 最高裁判所裁判官国民審査

- ・ 国民審査…やめさせた方がよいと思う裁判官についてはその氏名の告示順序を示す番号の上の欄に×を書き、やめさせなくてよいと思う裁判官については何も書かないでください（裁判官の氏名及びその告示順序を示す番号は、総務省・各選挙管理委員会のホームページなどで確認できます。）。

③ 投票用紙を郵送

投票用紙は、投票用紙と一緒に送付される投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒に必要事項を記載した上で、更に送付用の封筒に入れて封をし、在外選挙人証に記載された市区町村の選挙管理委員会あてに郵送してください。

郵送された投票のうち、選挙期日の投票所閉鎖時刻までに投票所に到達したものだけが正規の投票として取り扱われます。

※ 投票所閉鎖時刻までに投票所に到達しても、以下のような場合には、投票は受理されませんのでご注意ください。

- ・ 投票用封筒に署名がない場合
- ・ 登録申請時等の署名と照合して本人の署名であると確認できない場合

など

日本国内における投票

一時帰国した場合や日本国内に住所を移してから国内の選挙人名簿に登録されるまでの間、日本国内において、在外選挙人証を提示の上、次の方法により投票することができます。

(選挙(審査)の当日)

○ 投票所における投票

あなたが登録されている市区町村の選挙管理委員会が指定した投票所において投票することができます。

(公示・告示の日の翌日から選挙(審査)の期日の前日まで)

① 期日前投票

あなたが登録されている市区町村の選挙管理委員会が指定した期日前投票所において期日前投票をすることができます。

② 不在者投票

あなたが登録されている市区町村以外の市区町村の選挙管理委員会において、不在者投票をすることができます(事前に、あなたが登録されている市区町村の選挙管理委員会に、在外選挙人証を提示して、投票用紙を請求する必要があります。)

住所や投票用紙の送付先等の変更手続き

住所や氏名等の在外選挙人証の記載事項に変更が生じたときは、在外選挙人証を添えて、必ず住所を管轄する在外公館等まで届け出てください(変更が生じた事実を証するに足りる文書の添付が必要な場合がありますので、在外公館等にご確認ください。)

また、郵便等投票をする場合、投票用紙は在外選挙人証に記載されている住所(在外選挙人証の「住所以外の送付先(在留届の緊急連絡先)」欄に記載がある場合は、住所ではなく、在留届の緊急連絡先)に送付されます。なお、送付先を変更する場合には、在外選挙人証を添えて、在外公館等まで届け出てください。

※在外選挙人が希望する場合には、国外における住所のほかに、住所以外の送付先(在留届の緊急連絡先に限る。)において、投票用紙を受領することができます(在外選挙人は、登録申請時にその旨を申請書に記載するか、登録後であれば住所を管轄する在外公館等にその旨の届出をする必要があります。)